平成２１年（フ）第１３１号
島根県大田市大田町大田イ259番地２
債務者　竹下　勇人
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成21年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１４１号
島根県大田市鳥井町鳥越820番地
債務者　石橋板金こと　石橋　幸久
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成21年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月25日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６１７号
新潟市西区亀貝2487番地　三富借家
債務者　吉田　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８２号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目６番14号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下204番地１
債務者　中島　里美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒井　重忠
4　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５６号
北海道札幌市中央区南19条西16丁目９番３号ＷＡＬＤ伏見205号、住民票上の住所北海道紋別市大山町４丁目５番地の49
債務者　森本　秀規
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７８４４号
大阪府枚方市藤阪元町１丁目８番15―101号
債務者　山口　之郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７３号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番15―203号
債務者　上村小勇太
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３９号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番２―705号
債務者　三好　良秀
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４２号
大阪府高槻市牧田町６番31―401号
債務者　新　　隆志
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２３６号
群馬県太田市藪塚町1994番地
債務者　藤生　智子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２０２号
岐阜県大垣市和合新町１丁目104番地１　サンリバー201号室
債務者　田中　　強
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
岐阜県大垣市三本木２丁目35番地　三本木ハイム101
債務者　田中　三奈
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２９１２号
名古屋市西区中小田井５丁目384番地　大喜荘南棟11号
債務者　篠田　省二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６号
石川県鳳珠郡能登町字山田六字85番甲地、住民票上の住所石川県鳳珠郡能登町字山田６田字85番地甲、従前の住所兵庫県尼崎市瓦宮２丁目２番３号
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第５１０号
静岡県掛川市富部312番地の13
債務者　高橋　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
静岡県袋井市豊沢1927番地　カサ・ボニタ201号室
債務者　金子　　明
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係